

## 会長・副会長の選任について

- 本協議会設置要綱第5条第1項の規定では、「協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。」とされている。
- 会長・副会長の選任について、事務局より提案したい。

## &lt;事務局案&gt;

役職名	氏名	区分	備考
会長	高木 学 委員	新任	一般社団法人南埼玉郡市医師会 会長
副会長	加藤 誠 委員	新任	一般社団法人北埼玉医師会 会長